

一般財団法人自動車検査登録情報協会 自動車検査登録情報提供サービス 料金に関する細則

- 第1条 目的
- 第2条 料金の種類
- 第3条 料金の設定
- 第4条 請求及び支払
- 第5条 変更の周知
- 附則
- 別表

(目的)

第1条 本細則は、一般財団法人自動車検査登録情報協会（以下、「自検協」といいます。）自動車検査登録情報提供サービス利用規約第22条に基づいて、その料金に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(料金の種類)

第2条 利用者は、自動車検査登録情報提供サービスを利用した際の料金を自検協に支払うものとします。

2 料金の種類及び金額は、次の各号に掲げるとおりです。ただし、道路運送車両法第102条に規定される国及び独立行政法人にあっては、第1号の自検協利用料のみとします。

- (1) 自検協利用料
 - イ 申込関係料金（別表1）
 - ロ 提供サービス料金（別表2）
 - ハ その他料金（別表3）
- (2) 国手数料相当額（別表4）

(料金の設定)

第3条 申込関係料金は、利用者からの申込に伴う実費を勘案して設定します。

2 提供サービス料金は、情報提供業務に係る人件費及び物件費等を利用予測件数で除した金額をもとに設定します。

3 その他料金は、本条第1項及び第2項の種別に属さない料金について、実費を勘案して設定します。

4 自検協は、国土交通大臣に届け出た上で、料金の種類及び金額を変更することがあります。

(請求及び支払)

第4条 自検協は、当月の自動車検査登録情報提供サービスの利用した件数に提供サービス料金を乗じた金額及び国手数料相当額を乗じた金額、申込関係料金、並びにその他料金を当月分料金として1契約毎に集計し、請求します。なお、当月は原則として1日から月末とします。

2 自検協は、1契約毎に翌月5運用日に、当月分料金請求書を発送させていただきます。ただし、

当月の請求額によっては、翌々月以降にまとめて請求書を発行することがあります。

- 3 利用者は、自検協が発行する請求書により、請求書記載の支払期限（当月分は、翌月末日）までに料金を支払うものとします。
- 4 支払方法は、請求書記載の指定銀行口座への振り込みとします。なお、振り込みに係る手数料は利用者負担とします。

（変更の周知）

第5条 自検協は、料金の種類や金額を変更する場合、実施2カ月以上前にその内容に関して自動車検査登録情報提供サービスのホームページを通じて周知します。

附則

本細則は、平成20年4月1日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成21年4月1日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成24年4月1日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成26年4月1日から効力を発するものとします。

附則

本細則は、平成29年1月4日から効力を発するものとします。

別表1（第2条第2項第1号イ関係）

自検協利用料 申込関係料金

種 別	課金単位	金 額
登録料	1 申込毎	800 円（税込 864 円）
変更料	1 申込毎 [※]	500 円（税込 540 円）
I D追加料	1 ユーザー I D毎	100 円（税込 108 円）

※ 変更通知書を発行しない場合は無料です。

別表2（第2条第2項第1号ロ関係）

自検協利用料 提供サービス料金

種 別		課金単位	金 額	
基本料	閲覧	1 件毎	40 円（税込 43.2 円）	
	情報提供	一意検索	1 件（レコード） 毎	4.7 円（税込 5.076 円）
		複数件検索	1 件（レコード） 毎	4.7 円（税込 5.076 円）
		ジャーナル	1 件（レコード） 毎	4.7 円（税込 5.076 円）
		統計／初期	1 件（レコード） 毎	4.7 円（税込 5.076 円）
付加料		抽出条件 1 件毎 [※]	1 円（税込 1.08 円）	

※ 月末時点でのジャーナルサービスにおける抽出条件設定数となります。

なお、小数点以下の端数切捨て処理の関係上、請求金額と上記金額に利用件数を乗じた金額は異なる場合があります。また、利用条件によってこの基本料（情報提供）を適用しない場合があります。

別表3（第2条第2項第1号ハ関係）

自検協利用料 その他料金

種 別	対象サービス※	課金単位	金 額
媒体作成送付料	複、統	1送付毎	3,000円（税込3,240円）
接続試験料	一、複、統、ジ	1回	〔試験内容により別途見積〕
提供登録情報項目変更料	ジ	1回	30,000円（税込32,400円）
抽出条件等設定料・ 抽出条件等設定変更料	ジ	1回	30,000円（税込32,400円）

※ 一＝一意検索、複＝複数件検索、統＝統計／初期、ジ＝ジャーナル

別表4（第2条第2項第2号関係）

国手数料相当額

種 別		課金単位	金 額
閲覧		1件毎	200円（非課税）
情報提供	所有者等情報あり※1	1件（レコード）毎	6.66円（非課税）
	所有者等情報なし※2	1件（レコード）毎	3.33円（非課税）

※1 自動車登録番号及び車台番号、または所有者情報、使用者情報の提供を受ける場合。

※2 自動車登録番号及び車台番号、または所有者情報、使用者情報の提供を受けない場合。

なお、小数点以下の端数切捨て処理の関係上、請求金額と上記金額に利用件数を乗じた金額は異なる場合があります。